

講演

第20卷第12號 昭和9年12月

輓近に於ける都市計畫の趨勢に就いて

(昭和9年10月28日土木學會創立30周年記念講演會に於て)

會員工學士町田保*

On the Recent Tendency of Town Planning

By Tamotsu Machida, C. E., Member.

内容梗概

本文は都市計畫の根本的方策として提唱せらるゝ地方計畫に就いて述べ、各國地方計畫の實際を紹介せるものである。

1. 都市計畫の新傾向

近世に於ける諸種の都市問題はその多くが直接又は間接に人口の都市集中に起因して居る。

就中大都市に於てはその急激且異常なる膨脹に伴つて交通問題、住宅問題、衛生問題或は災害事故等に對する不安や危機の釀成等困難なる都市問題を惹起して居る。

1924年アムステルダムに於て開催せられた國際都市計畫會議に於てこれ等大都市に對する方策が論議せられたがその結論として

大都市の無限の膨脹は望ましからざること。これを防止する爲には衛星都市を建設して大都市の分散を計ると共に、既成市街地は綠地を以て取巻き無制限に市街地の適端することを防止すること。數個の都市が接近して在る場合或は多くの小都市が大都市の近隣に布置されて居る場合地方計畫樹立の急務なること。

等々7箇條の原則を決議して居る。

元來都市計畫には2つの作用が有る。その1は都市改造に依る都市問題の緩和解決であり、今1つは都市問題の發生を未然に防ぐ豫防作用である。都市計畫が専ら都市構築の手段と考へられて居た時代が有るが、これに豫防の方策を加味したものが所謂主都計畫 (Metropolitan Planning) である。即ち都市將來の規模を豫め想定して計畫を樹て、これに準據して都市の發展を規律指導するものである。さりながら際限なき都市の發展を許すならば都市施設は如何にその規模を大にするも、やがて又改造を要する時代が来る。従つて都市は適度の大きさに達した時はそれ以上膨脹することを抑制する必要がある。又適度の大きさを超えた爲に諸種の弊害を生じて居る大都市に對しては分散の方途を構ずる必要がある又最近に於ける交通機關、通信機關の發達は都市と都市の關係を密接にしつゝあるが特に都市が接近して在る場合都市相互の倚立關係或は大都市に對する小都市依存の關係は著しい傾向である。その爲1都市の問題を解決する爲にも又都市相互の利益の爲にも綜合的計畫の必要が生じて居るが、その具體的方策として地方計畫 (Regional Planning) が提唱せられて居るのである。社會的經濟的に密接なる關係にある1地方全體に對する綜合計畫に依つて都市相互の關係が定められ、然る後に主都計畫を實施する事に依つて都市計畫の新しい意味が生じてくるのである。

1931年伯林の會議に於ても大都市の問題が論議せられたがその結論の1節に

* 内務技師 内務大臣官房都市計畫課勤務

「分散は既に數多くの大都市に於て行はれて居る所であるが、單なる分散は新たな難問題を惹起せしめたに過ぎない吾等は機會ある毎に分散せんとする現実の傾向を導いて合理的なる進路に再び集中せしむるべきである。」

と言つて居る。

工業が大都市を逃避して地價の安い且比較的交通の便利なる大都市の郊外又は小都市に移轉する傾向は相當顯著であるが、この傾向を自然の儘に放任することは大都市の郊外或は他の都市を亂雑ならしめるものであるから、この分散を統制する必要がある。即ち分散を導いて大都市の郊外に衛星的副中心を設けこれに再集中せしめる。又田園工業地、田園住宅地を開発し或は又独自の存在を有する既存の都市を衛星都市(satellite town)に發達せしめる等、單なる分散に非ずして分集の必要性を力説して居る。この2つの會議に於ける結論は輓近に於ける都市計画の動向を反映して居るものであつて—都市の集中擴大を目指とする主都計画のみでは都市問題の解決は困難である。新しい施設が却つて都市の困難を生むと言ふ矛盾した結果に到達することさへある。

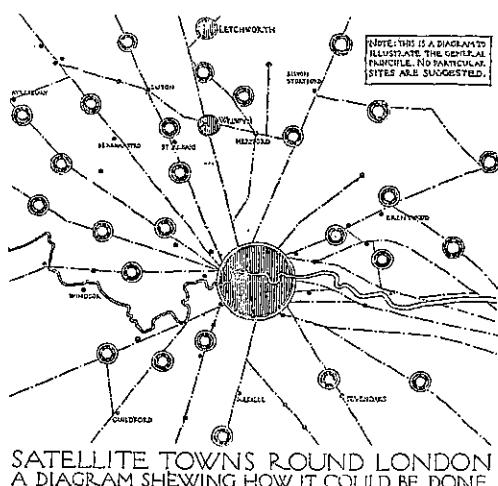
都市計画の根本方策は分散及び分集を基調とする地方計画の樹立に俟たねばならぬといふのが都市計画に於ける通説と見ることが出来る。而して地方計画の具體的内容として考へられてゐるもの要約すれば、新衛星都市衛星市衛地の建設、これ等を連絡する交通網計画、総合的給排水計画、空地計画、風致保存維持等であつてこれに依つて主都計画のみに依つては解決し難い問題、即ち都市生活と田園生活との調和と云ふ難問題の解決に對して一步を進めることができるのである(第1圖)。

2. 地方計画の實際

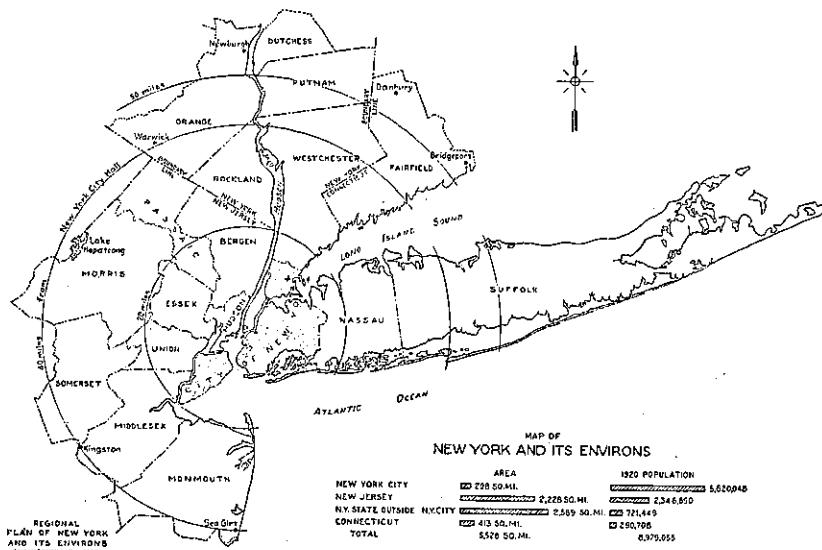
地方計画を最も早くから實行したのは米國である。

ボストン地方に於ては1889年37都市を包含する聯合委員會を組織して下水道に關して綜合的計畫を立てた1923年以來40都市を包含して上下水道、公園及び道路鐵道

第1圖 倫敦地方衛星都市分布圖



第2圖 紐育地方計画區域圖



等交通運輸に關する綜合計畫を立てゝ居る。1922年ラッセル・セーデ(Russel Sage)財團に依つて設立された紐育地方計畫委員會はマンハッタン島を中心として半徑 50 哩、面積 5 500 平方哩 (14 000 km²)、人口 9 000 000 人を包含する區域に對し既に調査を完了し計畫を樹てゝある(第2圖)。其の他の費府、市俄古、ロサンゼルスを中心とする地方に於ても綜合的計畫が樹てられてゐる。

ルーズベルト大統領は聯邦政府に國家計畫局(National Planning Board)を設置し地方に對しては公共事業法の資金に依つて各州に州計畫局を設置せしめてゐる。これ等の機關に依つて中央地方相呼應して公共事業の統制、交通問題、住宅問題、土地開發利用の統制を企圖しつゝある。

英國に於ては1919年の都市計畫法に依り人口 20 000 人以上の都市は總て都市計畫を立案しなければならぬのであるが同時に聯合委員會を設け多くの市町村間の協議に依つて綜合計畫を樹てる制度が認められて居る。

1920年ドンキスター炭礦地方に最初の聯合委員會が生れて以來 1928 年末には全國に於ける聯合委員會の數 57、關係市町村の數 800 餘、人口 22 000 000 人に達した(第4圖)。1930 年末には聯合委員會の數 107 に達したと報告されてゐる。この外に 1927 年成立した大倫敦地方計畫委員會がある。これは倫敦地方の各町村にある 12 の聯合委員會より代表を出して組織されたもので倫敦を中心とする 150 の町村を包含し面積 4 800 km²、人口 9 000 000 人に及ぶ。委員會を更に總務、分散、空地、技術の 4 の小委員會に分ち分業的に調査並に計畫を進めてゐる。1932 年には都市及び地方計畫法(Town and Country Planning Act)が發布せられたが、この法律に依て國家的統制の下にある聯合委員會を組織し、その決定に對して法律的效果を持たせることとなつた。

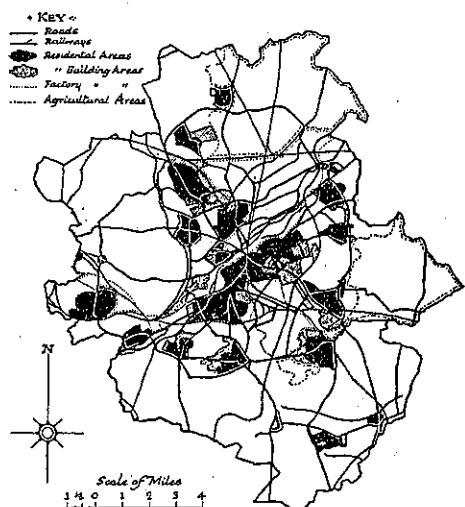
この法律に依つて計畫中の區域總面積は現在既に 30 000 km² を超え、包容人口 37 000 000 人、即ち英本國人口總數の 80% に達せんとして居る。

獨逸に於ては都市計畫制度の根幹をなすものは各國の建築線法であるが何れも古い法制である爲に時勢に適應しない點がある。普國に於ては 1924 年アムステルダムに於ける萬國都市計

第3圖 倫敦地方計畫區域圖



第4圖 ドンキスター地方計畫圖



DONCASTER REGIONAL PLANNING SCHEME: SUGGESTED LINES OF FUTURE GROWTH

畫會議の決議の主旨を取入れて時代に適應した新制度とする爲と、今一つ從來都市計画に關する法規が種々の法律中に散在して居たのを統一する爲に1935年新都市計畫法が立案せられた。この法律中には永久綠地帶に依る都市膨脹の制限、地方計畫樹立の爲に必要な市町村間の關係を規定する等都市計畫の制度としては極めて進歩的法律であるが補償に關する規定が重大なる難關となつて未だ通過するに至らない。

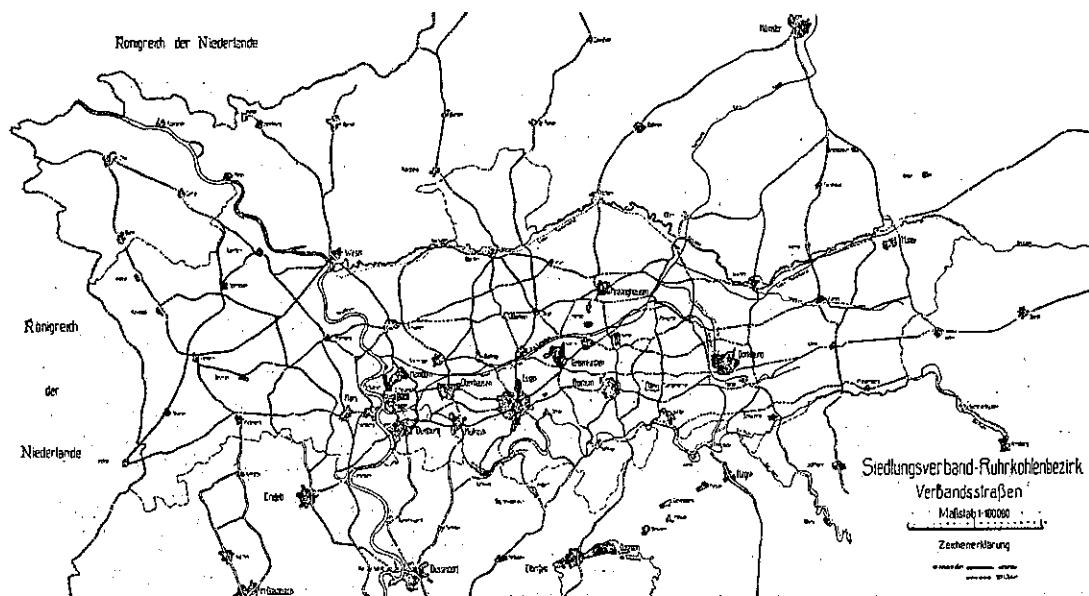
1930年チューリンゲン州に於ては賦權法に基いて地方計畫の制度を採用した事が報告せられて居る。併し實質に於ては地方計畫は既に早くから行はれて居る。最も有名なのはルール炭田地方である。1920年市町村特別組合法に依てルール地方300の市町村を包括する組合が組織され交通、住宅、空地其の他の公共施設に關する綜合計畫を實施してゐる。區域總面積3800km²、包含人口4000000人餘、エッセン、ドルトモントを最大とし人口100000人以上の都市9を包含して居る(第5圖)。

伯林地方にはブランデンブルグ地方計畫聯盟(Landes Plannungsverband Brandenburgs-mitte)が成立してゐる。1930年伯林市を圍む半径約50kmの範圍に在る町村に依て組織されたもので伯林市を含まない。交通機關の統制、土地開發の統制、綠地の獲得、近隣地計畫等に就て、綜合的計畫をなし伯林市の分散を合理的に導くことを目的として居る。區域面積8200km²、包含人口640000人と稱せられてゐる(第6圖)。

この外ハンブルク地方に於ても地方計畫が立てられつつある。

蘇露西亞に於てはモスコー市を中心とする半径35kmの區域に對して地方計畫を實施してゐる。モスコー市は現在人口3000000人といはれてゐるが今後10年間にこの區域の人口は6500000人に達するものとして計畫されてゐる。全區域の50%を永久農業地帶及び公園として留保すること及び區域内に設くべき副中心としての近隣地計畫に重點が置かれてゐる。計畫立案者はモスコー、ソヴェート當局である。露國の都市計畫に就て尙注目すべきことは國土計畫の實施である。即ち國內を工業區域と利用區域とに分け工業區域に對しては産業5箇年計畫に依る工

第5圖 ルール地方計畫圖



THE AREA OF THE RUHR REGIONAL PLANNING FEDERATION

場が建設されて居るが、これ等工業地は人口 50 000～75 000 人を限度とする小工業都市として計画されてゐる。且これ等小都市の構成に就ては集合住宅、其の他の公共施設、社會施設に特に留意すると共に住居と工場は原則的に綠地帯を以て隔離する等完全なる地域計画が實施せられてゐる。集團農民に對しては人口 5 000～25 000 人を限度とする聚落計畫が實行せられてゐる。

これ等都市計畫に關する中権機關は國家計畫委員會が中央政府に在て全國を統制して居るのである。

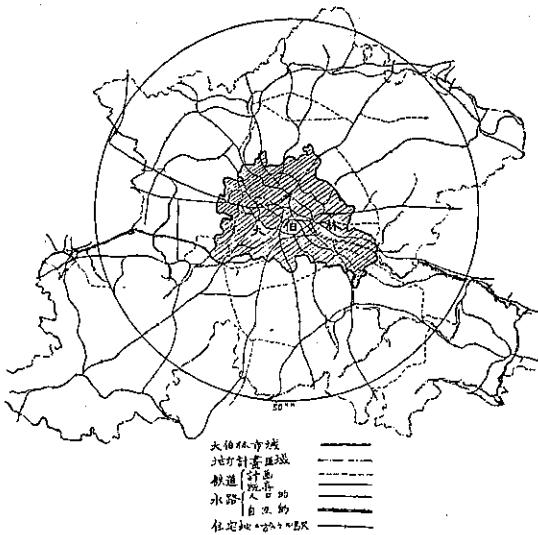
我國に於て都市計畫制度の根幹をなすものは大正 8 年制定せられた都市計畫法である。この法律の前身とも言ふべき東京市區改正條例は東京及び他の 5 大都市に準用されて居たが世界大戰を轉機として吾國產業界は異常なる發展に向ふと共に都市集中の勢力も亦頗に

著しくなり姑息なる改良手段を以ては如何ともし難くなつた事、及び 6 大都市以外の都市にも都市計畫の必要が痛感せらるゝに至つた爲に新都市計畫法が制定せられたのである。

この法制は純然たる主都計畫の法制である。且この法律の適用せられる都市は勅令を以て指定する市に限られて居たが、大正 8 年 3 月法律の一部改正が行はれて市は勿論町村に對しても必要に依つてこれを適用し得ることとなつた。この改正の結果運用に依つては地方計畫の樹立が可能となつたのであるが尙地方計畫の制度として充分とは云へない。

現在(昭和 9 年 8 月末日現在)都市計畫を施行して居る都市は 125 市の外に 175 箇町村である。既に決定した計畫の中綜合計畫的考慮の元に立案せられた計畫としては北九州地方及び阪神地方に於ける道路網計畫を擧げるこ

第6圖 ブランデンブルク地方計畫區域圖



第7圖 東京地方計畫區域圖



とが出来る。東京地方に於ては京濱間の道路網計畫に就ては綜合的考慮が拂はれて居るが更に東京を中心とする關東一圓に對する交通網計畫、綠地計畫に就いては目下調査中である(第7圖)。